

【注意事項】

・現時点で、利用可能な行政サービス等を掲載しています。内容は随時更新する予定です。

提供する行政サービス等一覧【笛吹市】

(令和5年11月1日現在)

No.	行政サービス等の内容	受領証の提示		問合わせ先		備考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
1	生活保護制度の申請		○	保健福祉部 生活援護課	055-261-1905	同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する。
2	住居確保給付金の申請		○	保健福祉部 生活援護課	055-261-1905	同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定する。
3	軽自動車税種別割の減免	○		総務部税務課	055-261-2025	対象：笛吹市税条例第90条、笛吹市身体障害者等に対する軽自動車税減免取扱要綱に該当する者 適用内容：軽自動車税種別割の減免
4	チャイルドシート貸与業務	○		市民環境部 市民活動支援課	055-262-4138	乳児の交通安全・チャイルドシートの着用促進を目的に、乳児の保護者に対して、乳児用チャイルドシートを貸与する。
5	身体障害者等に対する自動車税の減免に係る減免資格証明書交付申請	○		保健福祉部 障害福祉課	055-262-1273	状況を確認し、身体障害者等と収入及び支出を共同にして日常を営み、かつ、同一家屋に起居している場合の要件をみたしていれば資格者証の発行を行う。